

第2回金属盗対策に関する検討会

1 日時

令和6年12月2日（月）午後2時から午後4時30分まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 有識者委員

飯島 淳子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
興津 征雄	神戸大学大学院法学研究科教授
鎮目 征樹	学習院大学法学部教授
谷平 竜幸	一般社団法人日本鉄リサイクル工業会副会長
福田 隆	非鉄金属リサイクル全国連合会常任理事

4 警察庁出席者

檜垣 重臣	生活安全局長
松田 哲也	長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
阿波 拓洋	生活安全局生活安全企画課長

5 関係省庁

経済産業省製造産業局金属課
経済産業省製造産業局産業機械課素形材産業室
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

6 議事概要

(1) 関係省庁からの説明

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から説明があった。

(2) 関係団体からの説明

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び全国作業工具工業組合から説明があった。

(3) 事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

(4) 質疑・自由討議

主として、金属盗対策についての基本的な方向性、買受け規制の在り方、犯行用具規制の在り方及びその他の対策について議論がなされた。有識者委員及び関係団体からの主な発言は以下のとおり。

ア 基本的な方向性

(7) 法律による対応の必要性

- 金属盗は、近年、件数・被害額ともに非常に大きくなっており、また、太陽光発電施設というインフラへの影響も及ぼし得るなど、社会に与える影響の点で特殊な性格も有することから、全国的な規制が適当と考える。
- 法律による対応の必要性は十分にある。現に金属盗が起こっていて対策が急務であるという意味で、立法の必要性は基礎付けられている。金属盗の被害は、現在は北関東に多くみられるということだが、今後、全国に広がることも予測されるところ、条例による対策では、条例が制定されていないところが抜け穴になりかねないことから、法律によって全国的に対応することに賛成である。
- 条例では抜け道が生じるし、海外においても金属盗が頻発していると聞いているところ、仮に我が国だけ規制が緩い場合、海外から日本に不適正な事業者が流入してくる状態になりかねないことから、迅速に法制化を進めてもらいたい。
- 法制化に当たっては、実効性のあるものにしてもらいたい。
- 地域的な特性や差異もある中で、条例制定の余地も残しておくべきである。また、いくつかの自治体で条例で対応しているということも踏まえて、法律による規制というものを考えていけたら良い。

(イ) 各種規制を設ける場合に規制対象とする金属

- 盗難被害の実態からすると、まずは銅から規制することに異存はない。ただし、例えば、アルミは現時点の価格は高くはないものの、カーボンニュートラルに資するという観点から価値が今後高まることが見込まれている。こうしたことを踏まえ、今後、規制対象の金属を機動的に追加する可能性についても留意してもらいたい。
- 比例原則の観点から規制は必要最小限にするべきであるが、今後、銅からアルミに盗難被害の中心が移ること等も考えられることから、情勢の変化に機動的に対応できる規制の在り方にしていきたい。下位法令への委任といった形を採ることについては基本的に賛成だが、各種規制の違反に罰則を設けることも考えられるところ、法律主義及び明確性の原則の見地から、例えば政令へ委任する場合、委任の趣旨はある程度明確にした方が良い。
- 銅等の特に被害実態の多い金属を中心に規制することや、今後、規制対象の金属を機動的に追加することができるようにすることに基本的に賛成だが、政令

等へ委任する場合には、委任の趣旨を法律において明らかにするよう留意してもらいたい。

イ 買受け規制の在り方

(7) 取引時の本人確認等

- 規制を作っても実効性が確保できなければ、「仏造って魂入れず」という状況になりかねないため、取引時の本人確認義務は設けた方が良く考えており、特に個人の場合は、顔写真がないと使い回されてしまうことも考えられるため、原則、顔写真付きの本人確認書類の提示を求めることとすることが望ましい。他方で、業者の負担も重要な考慮要素であり、業者負担が最小限にとどまる形にしつつ、必要な規制は入れていくという方向に賛成である。
- 基本的な方向性として、業者に対して過度な負担にならないようにしつつ、抜け穴についてはできる限り塞いでいくことが適当と考える。規制の実効性を担保する見地から、取引時の本人確認義務違反については何らかの制裁が必要であるとする。
- 身分証明書による本人確認が犯罪を防止するのは間違いないと考える。2回目以降の一定の取引については本人確認の必要がないという犯罪収益移転防止法の例も参考に、業者の事務作業に留意した法制度にしてもらいたい。
- 業者の負担は増えるが、本人確認は必要不可欠であるとする。この点、1日に数百ある持ち込み等の全てについて本人確認を行うとなると業者の負担が相当増えることが見込まれ、また、書類の保管についても、業務量の増加につながる事が考えられるが、1度本人確認をすれば、2度目以降の本人確認は不要とするといった形になれば、実際に本人確認が必要になるのはほとんどが個人との取引となるため、対応可能であるとする。
- 業者にとっての分かりやすさの観点から、本人確認書類は明確に定めてもらいたい。
- 業界として、今後、電子化の流れが進んでいくと思われるところ、eKYC、電子的な本人確認方法や電子帳簿についても認められるようにしていただきたい。
- 犯罪を抑止するための本人確認が必要ということは理解しており、業界団体の中でも協力をお願いしていく形になるかと思う。

(イ) 盗品である疑いがある場合の申告等

- 盗品の疑いがある場合の申告義務は必要と考える。ただし、どういう場合に盗品の疑いがあるとして申告しなければならないのか、事業者が判断に迷うようなことができる限り少なくなるよう、警察から、時の社会情勢の変化も踏まえつつ、盗品に関する情報と共に、金属スクラップが盗品の疑いがあると認められる場合を示すガイドラインや指針を示していくことが望ましいと考える。
- 盗品の疑いがある場合の申告義務違反について仮に罰則を設けると、それは不作為犯を処罰することになるが、作為義務の前提となる要件を明確にすることはやや困難を伴うのではないか。こうした点からも申告義務違反に対する罰則の賦課については慎重な検討を要すると思われる。
- 盗品である疑いがあることについての申告は、業者としても、身を正すという観点から、全く問題ない。何をもって盗品と判断するのかというのは難しいところであり、持ち込んでくる人の属性や、持ち込まれる金属くずの状態の両方に鑑みて判断することになる。海外では、大手のディーラーや業者が金属盗難の情報をウェブサイト上で自力で収集等しているが、業者としては、盗難の被害届に関する情報等を警察から提供してもらえると非常にありがたい。
- 「公私協働」や「私人による行政」という考え方もあるところ、法目的の達成のために、業者の方々にも協力してもらおうという意味で、こうした立法に意味があると考ええる。

(ウ) 監督等

- 業界としても届出制といった仕組みはあった方が良く考える。行政側から一方的に実態把握をすることは難しいため、まずは届出をさせるなど、業者側から何らかのアクションを起こさせることが非常に重要であり、業界全体の正常化にもつながっていくと考える。
- 業界団体でも全国にどれくらいスクラップ業者がいるかを把握できていないため、実態把握は非常に重要と考える。この点、規制を厳しくし過ぎてしまうとそもそも申請や届出を行わない業者も出てきてしまい、実態が把握できなくなることもあり得るため、実態把握のためには、まずはハードルをあまり高くせず、届出制とすべきと考える。
- 営業規制については業者への負担との均衡が必要であるところ、届出制であれば許可制と比較して規制の程度が弱く、均衡は十分にとれていると考える。

ウ 犯行用具規制の在り方

- 現在は、大きなケーブルカッターやボルトクリッパーが乗用車に積まれていても、警察が対処できないところ、これらの犯行用具について規制を設けた方が良い。
- 導体断面積 100mm^2 のケーブルは、外径が大体 20mm 程度である。
- 導体断面積 100mm^2 を超えるケーブルを切断する場合、ケーブルカッターは全長 450mm 以上、ボルトクリッパーは全長 750mm 以上は必要である。
- ケーブルカッターもボルトクリッパーも、カタログ値に関わらず、ケーブルを刃の間に挟むことができ、相応の力をかけることができれば切断可能であるが、太いケーブルは簡単には切断できず、片方の持ち手を地面に置き足で踏んだまま、もう片方の持ち手に全身の力をかけるなどして、ようやく切断できるものである。
- ラチェット式、電動、油圧式のものは手動のものより切断能力が高く、導体断面積 100mm^2 を超えるケーブルも比較的楽に切断可能である。
- ボルトクリッパーもケーブルカッターも、基本的には一般家庭用の道具ではなく、一般の方が持ち歩くことはまずないと考えられる。ボルトクリッパーの流通量は、一般的に線材の切断に用いられるニッパーと比較すると相当少なく、ケーブルカッターの流通量はそれよりも更に少ない。
- 対象となる工具の範囲について政令等に委任する場合には、法律に委任の趣旨を明確に定めるべき。
- ケーブルカッターやボルトクリッパーについては、正当な理由がない場合に限ったとしても、単純携帯を処罰するのは過剰な規制であり、更なる限定は必要と考える。その上で、所持と比較して客体との近接性が要求される「携帯」に規制範囲を限定することは妥当と考えられ、さらに、ピッキング防止法に倣って「隠して携帯」を構成要件該当行為とすることについても、おおむね賛成である。ただし、「隠して」の意義については、これを「他人の通常の視野に入っていないような状態におくこと」、すなわち、普通では人の目に触れにくいようにすること等と解するとしても、具体的にこれに該当する範囲について解釈上の問題が残る。例えば、自動車内にこれらの作業工具を積載して運搬している場合に、どの範囲で「隠して」の要件を満たすのかといった具体例について検討を要しよう。現場で取締りに当たる警察官がこういう場合に「隠して」といえるのだと判断できるような運用上の指針を、この法律の制定と併せて示すことを検討していただきたい。

- 金属リサイクル業の一環として、機械の撤去作業やケーブルの撤去作業を行うことがあり、その際にケーブルカッターやボルトクリッパーを持って現場に向かうことがある。当然正当な理由があって持っていくものであるが、こうした行為が隠匿携帯とどのように切り分けられるかが明確にされれば、用具規制自体は問題ないとする。

エ その他の対策

- 太陽光発電施設における銅線の盗難が非常に増えており、保険金の支払総額も、保険金の支払に占める盗難による支払の割合も爆発的に増えていることを受け、現在、損害保険会社としては、盗難の補償については原則、補償の対象外としている状況である。しかし、損害保険の引受けがない状況では太陽光発電事業者が銀行から融資を受けられず、事業が継続できないなどの影響があり、そうすると、再生可能エネルギーの普及が進んでいかないという課題が出てくる。こうした課題を解決するため、損害保険会社としては、都道府県警察とも連携しながら、盗難防止に向けたセミナーの開催を企画するなど、太陽光発電事業者への防犯情報の発信を進めている。
- 自主防犯対策としては、特に銅線ケーブルのアルミ化に注目しており、盗難防止上、大きな効果・実績が確認されている。アルミは、銅と比較して価格が低く、盗んだとしてもケーブルに巻かれているゴムをはがす作業工賃とアルミの売却値段を比べるとほぼ価値がなくなるため窃盗団も盗らない。電線ケーブルの施工会社からも、アルミケーブルに代えて以降はほとんど盗られていないと聞いている。
- 業者は、金属くずを買い取る時は重さで買い取る。アルミも値上がりしてきてはいるが、銅よりもアルミの方が軽く、銅1メートルとアルミ1メートルを同じ作業量で持って行けるのであれば、重量がある方を盗むのが普通かと思う。
- 現状では、依然として銅製のケーブルが多く、盗難被害に遭った後にアルミケーブルに取り替えることが通例であると聞いている。アルミ化の推進はまだまだ十分ではないと認識している。
- 金属盗難の防止に資する情報の周知について、法規ではないものを確認的に法律に定める例もあるし、警察としての責務を定めるという意味で法律に書くことは十分あり得、広報あるいは啓蒙的な意味が大きいと考える。特定の人の権利を直ちに侵害するものでもないことから、積極的に行ってもらいたい。
- 金属盗難の防止に資する情報の周知について、買受け業者側としても全く異存ない。防犯情報は常に共有してもらえるとありがたい。

以 上